

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項
処分の概要	技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者	大分県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項（猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第25条において準用する第22条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	書換えは1日、再交付は3日（行政庁の休日を除く。）
申請先	申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考	